

核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

第516回

令和6年3月7日（木）

原子力規制委員会

核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

第516回 議事録

1. 日時

令和6年3月7日（木） 10:00～12:11

2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室A

3. 出席者

原子力規制委員会

田中 知 原子力規制委員会委員

原子力規制庁

金城 慎司 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム長代理

志間 正和 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム長補佐

荒川 一郎 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

伊藤 岳広 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

島村 邦夫 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

澁谷 憲悟 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

中澤 稔 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

日本原子力研究開発機構

里山 朝紀 原子力科学研究所 保安管理部 次長

福島 学 原子力科学研究所 保安管理部 品質保証課 マネージャー

神川 豊 原子力科学研究所 保安管理部 品質保証課

中野 朋之 大洗研究所 環境保全部 部長

森平 正之 大洗研究所 環境保全部 次長

今井 智紀 大洗研究所 環境保全部 減容処理施設準備室 室長

庄司 喜文 大洗研究所 環境保全部 廃棄物管理課 課長

佐藤 拓也 大洗研究所 環境保全部 廃棄物管理課 主査

杉山 達也 大洗研究所 環境保全部 廃棄物管理課

4. 議題

- (1) 日本原子力研究開発機構原子力科学研究所廃棄物埋施設設保安規定の変更認可申請について
- (2) 日本原子力研究開発機構大洗研究所の廃棄物管理施設に係る設計及び工事の計画の認可申請について

5. 配付資料

- 資料 1 - 1 原子力科学研究所廃棄物埋施設設保安規定変更認可申請について
- 資料 1 - 2 審査基準（第二種埋設規則第20条第1項）の確認
- 資料 2 - 1 新規制基準に係る廃棄物管理施設の設計及び工事の計画の認可申請における第2回審査会合の質問回答
- 資料 2 - 2 新規制基準に係る廃棄物管理施設の設計及び工事の計画の認可申請概要【第3回審査会合】
- 参考資料 2 - 1 安全機能を有する設備・機器の機能確認の方法
- 参考資料 2 - 2 新規申請設備に係る技術基準規則の適合性

6. 議事録

○田中委員 定刻になりましたので、ただいまから第516回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合を開催いたします。

本日の議題は、お手元にお配りの議事次第に記載のとおり二つでございます。

本日の会合は、テレビ会議システムを利用しての開催となっております。音声等、乱れた場合には、お互い、その旨を伝えるようにしてください。

それでは、早速ですが議題の一つ目に入ります。

最初の議題は、日本原子力研究開発機構原子力科学研究所廃棄物埋施設設の保安規定変更認可申請についてであります。

それでは、JAEAさんのほうから資料の1について説明をお願いいたします。

○日本原子力研究開発機構（福島マネージャー） こちらは原科研の福島です。ただいまより、原子力科学研究所廃棄物埋施設設保安規定変更認可申請について説明させていただきます。

きます。

1ページに行きまして、今回の変更の内容は委員会を構成する指名対象者の見直しということで、やらさせていただきます。

2ページへ行きまして、変更内容としましては、廃棄物埋施設保安規定第6条に委員会の設置という項目がございます。その中で、原子力科学研究所が設置します原子炉施設安全審査委員会と品質保証推進委員会を構成する委員長及び委員について、「機構の職員のうちから所長が指名する」と言っている部分を「機構の職員等のうちから所長が指名する」といった変更をかけるものになっております。

変更の理由としまして、各委員会の審議案件、原子炉施設等安全審査委員会におきましては許認可申請等になりまして、品質保証推進委員会におきましては品質マネジメント活動に関する事項について、法令要求事項等に適合していることを確認するための専門的な知識及び経験を有する職員に準ずる者として、機構と雇用関係にある者（再雇用職員）が参画できるようにして審議の充実化を図るというものになっております。

各委員会におきまして担当部署が作成する審議案件を、法令要求事項等に適合しているということ、専門的な知識や経験を持った者によって内容を確認するというような場がこの委員会になるんですけれども、現在、各委員会の委員長や委員に指名されている者は職員でありまして、職員の中でも専門的な知識や経験を持った者を所管部が確認の上で所長が指名しております。

職員のほかに、機構におきましては職員の雇用以外に職員に準ずる者として機構と雇用関係にある者がおります。その下に参考として記載されておるんですけれども、職員等の定義の中に、「職員等」とは、職員及び職員に準ずる者として機構と雇用関係にある者という者がおりますので、そちらを今後採用していきたいというものになっております。

雇用関係の中にもいろいろあるんですけれども、その中でも再雇用職員というものがございます。こちらは機構を定年退職した職員なんですけれども、その中で引き続き機構に雇用された者を再雇用職員と呼んでおります。このような方々は、もともといろいろな専門的な知識、また許認可に関する経験と力量を持っておりますので、そのような方たちを採用したいという考えでおります。

そのような方々を採用するに当たって、委員会におきましてはいろいろな案件が行きまして、その中で核物質防護に係る情報なども扱うことがございます。その情報管理につきましては、委員会に参画することでいろいろと取り扱う可能性があるということで、委

員会のメンバーになった者には、これは「職員等」ということで、職員とそれ以外の者が採用された場合におきましても、情報管理教育を行いまして情報管理を徹底しているというものになっております。

めぐりまして、3ページです。こちらで許可書との整合性を確認したものになっております。本文のほうは、こちら7.のところに該当するものということで抜粋になっておるんですけども、品質管理計画の中で6.2.1一般というところが該当すると考えております。

(1)に保安に係る組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。(2)に、保安に係る組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てるとしております。

整合性を確認した結果としましては、各委員会においては、担当部署が作成した審議案件（許認可申請等、品質マネジメント活動に関する事項等）に対して、専門的な知識や経験を持った要員が法令要求事項に適合していること等の確認を行うことで、保安に係る組織体制の確保に寄与しております。

参加する要員の力量は、放射性廃棄物管理等の専門的な知識や許認可に関する経験といった明確なものであります。職員に準ずる者として機構と雇用関係にある者（再雇用職員）は、経歴から、その力量を持ち合わせていることを明確に判断できます。

各委員会を構成する委員の指名の枠を職員から職員等に広げる形になりますが、参加する委員の力量は変わらないことから、各委員は保安に係る組織体制の確保に寄与できると考えております。

4ページに行きますと、こちらは審査基準との適合性の確認をしております。審査基準の中で該当するものが第20条第1項第1号と考えております。こちらは、関係法令及び保安規定の遵守のための体制としまして、2.になります。保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確になっていることとありまして、適合性の確認の結果としまして、各委員会においては、担当部署が作成した審議案件（許認可申請等、品質マネジメント活動に関する事項等）に対して、専門的な知識や経験を持った要員が法令要求事項に適合していること等の確認を行うことで、コンプライアンスに係る体制を確実に構築することに寄与しています。

参加する要員の力量は放射性廃棄物管理等の専門的な知識や許認可に関する経験といった明確なものでして、職員に準ずる者として機構と雇用関係にある者（再雇用職員）は、

経歴から、その力量を持ち合わせていることを明確に判断できます。

各委員会を構成する委員の指名の枠を職員から職員等に広げる形になっても参加する委員の力量は変わらないことから、各委員会のコンプライアンスの体制を確実に構築することに寄与できるというふうに考えております。

審査基準には1号から21号まであるんですけども、こちら、ほかの号は該当しないということを全体として確認しております。

続きまして、5ページに戻りまして、こちらでは、これまでのヒアリングにおきましていろいろとコメントを受けて、変更認可申請に記載する変更理由を以下のとおり修正し補正申請を行いたいと考えております。変更前はこのような形で記載していたんですけども、変更後としまして、各委員会の審議案件（許認可申請等、品質マネジメント活動に関する事項等）について、法令要求事項等に適合していることを確認するための専門的な知識及び経験を有する職員に準ずる者として、機構と雇用関係にある者（再雇用職員）が参画できるようにして審議の充実化を図るためとしたいと考えております。

資料のほうは以上となります。

○田中委員 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、規制庁のほうから質問、確認等をお願いいたします。

○澁谷チーム員 規制庁、澁谷です。

本件は昨年12月12日付で申請がありまして、本日で概ね3か月が経ちましたので、公開会合にて状況を確認するということになりました。審査の遅れにつきましては、最初のヒアリングを12月21日に開催してから1月の中旬までの期間につきましては、原科研のほうから臨界実験炉STACYの認可申請の審査を最優先に進めてほしいという旨の要望があったことから、審査のリソースをSTACYの設工認案件のほうに割り振りました。

一方、特に1月の後半からになりますけれども、本申請に係る機構とのやり取りの中で、審査を進める上で必要な説明資料がなかなか提出されない等の対応の遅れを感じました。例えば、審査基準の条項のうち何条が本申請に関わるかということについて説明する資料については、12月12日に同時に申請のありました原子炉施設保安規定のほうについては1月18日のヒアリングで提示がありましたけれども、こちらの埋設施設の保安規定のほうにつきましては2月21日の時点でも提示がなく、論点の有無を整理できないという状況が続いておりました。その後、2月24日に提出されたものが本日の会合資料の1-2の内容となっ

ております。

1月後半からの遅れの原因につきましては、機構における組織改正に向けて担当部署のマンパワーが取られているというような説明を受けてはおりますけれども、申請を出しています以上は適切な対応をお願いいたします。

○日本原子力研究開発機構（福島マネージャー） 原科研、福島です。

これまで至らない点がありまして資料が提出できなかった点、申し訳ございませんでした。

○澁谷チーム員 また、ヒアリングに際しまして、JAEAの組織改正に絡む内容ということになりますけれども、組織改正が済むまでは認可しないことを希望したいという趣旨の発言がございましたけれども、それは現在でも同じ状況でしょうか。

また、そういうふうには認可を遅らせるというような手続はないんですけれども、その場合は本件の申請を取り下げる可能性もあるということになるんでしょうか。その辺について、御説明をお願いします。

○日本原子力研究開発機構（福島マネージャー） 原科研、福島です。

こちら、埋設施設の案件につきましては、そのまま審査を進めていただいて問題ないかと考えております。相談させていただきましたのは、これとは別に原子炉施設の保安規定の内容のほうなんですけれども、そちらはどうしても組織委員が絡むものがありましたので、そちらは引き続き今後相談させていただきたいと考えているものになります。

○澁谷チーム員 規制庁、澁谷です。

じゃあ、本件の埋設施設保安規定については、そのまま進めるということで承知いたしました。

炉施設のほうは本会合の趣旨と異なりますのと、あとは、単に多分、この保安規定だけではなくて機構から申請されている全ての案件に関して共通する事項だと思いますので、個々の案件の相談事項とするのではなくて、経営全体の問題として規制庁に対して御説明いただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○日本原子力研究開発機構（福島マネージャー） 原科研、福島です。

分かりました。その点、機構としてまとめた上で説明、今後相談させていただきたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

○澁谷チーム員 よろしくをお願いいたします。

では、資料の中身に入りますけれども、資料の1-2として変更点が審査基準に該当する

かということの有無について説明していただいておりますけれども、そのうち第2号、上から2番目の第2号の品質マネジメントシステムにつきましては、項目の1～5まで全て該当しない、バツという評価になっております。

一方で、今回の変更は品質マネジメントをつかさどる品質保証推進委員会の委員を替えると、委員に関する事となっておりますけれども、第2号に該当しない理由が今の説明ですと品質マネジメントシステムに関する変更を含まないので該当しないとありますけれども、これだけだと分かりづらいので、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

○日本原子力研究開発機構（福島マネージャー） 原科研、福島です。

その点、今後説明させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○澁谷チーム員 よろしく申し上げます。

じゃあ、次に、許可整合の御説明について、スライドの3、3ページ目ですね、3ページ目で説明をいただきました。そこで職員を職員等に広げても委員の力量が損なわれないということについて、経歴から、その力量を持ち合わせていることを明確に判断できるという御説明ですけれども、この経歴というところについて、もう少し詳しくお聞きしたいんですけれども、これは職員のとときに、現役の職員のとときに既に委員等の経験があるという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（福島マネージャー） 原科研、福島です。

そのとおりでございます。委員であるということと、また、現役時代に委員でなかったとしても、それぞれの職場で専門的なものを行っているということが残っているかと思えますので、その情報を基に選出できるかどうかというところを確認して行って、可能だと思えば指名したいというふうな考えでおります。

○澁谷チーム員 御説明ありがとうございました。

最後に今後のスケジュールについてお伺いいたしますけれども、以前のヒアリングのとときに同時に申請のあった炉施設と歩調を合わせる形で補正を考えたいということですがけれども、今日の御説明をお伺いしますと、こちらの埋設施設に関してはすぐに準備ができるという趣旨かと受け取りましたけれども、そういう理解でよろしかったでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（福島マネージャー） 原科研、福島です。

おっしゃるとおりでございます。こちらだけということもあるんですけれども、今後、原子炉施設の保安規定の内容についても相談させていただいて、そちら、もし合わせられるようであれば合わせていきたいというふうなことも考えております。その点は、引き続

き相談させていただきたいと思います。

○澁谷チーム員 そうなりますと、炉施設のほうは少なくともあと1回、審査会合を開催することになっているんですけども、その後になるという、そういうことでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（福島マネージャー） 審査会合まで、もし進める必要があるというようなときは分けてということになりますが、その前に一度相談させていただいて、相談内容がそれで受け入れてもらえるようであればというところで、一度相談させてもらった後にということをお願いしたいと思います。

○澁谷チーム員 分かりました。じゃあ、お話はお伺いしますけれども、先ほど申しましたように、特に認可を遅らせるというような手続はございませんし、また、この会合が終わってから時間が空きますと、特に中身のない審査会合をまた開催することになって税金の無駄ですので、そこについてはしっかり考えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○日本原子力研究開発機構（福島マネージャー） 原科研、福島です。

承知いたしました。

○澁谷チーム員 以上です。

○田中委員 あと、ありますか。

○金城チーム長代理 規制庁の金城ですけど、今、やり取りにあったように、あまりにもある意味で審査の時間を浪費しているというか、無駄に使っているんじゃないかなという感じがいたします。1月以降の説明を「至らない」という一言だけでそちらは説明するんですけど、今日提出してもらっている資料も、まあ、分量的にはこの程度なんですね。

認可については先ほどあったように継続してやるということなので、やっぱり何か、ほかとの関係は等という前に、これをしっかりと多分、処分まで持っていってもらおうというのが多分、筋かなと思うんですけど。そういう意思がないのであれば、先ほど澁谷から確認がありましたけど、一旦取り下げるといった方向に行くか、どちらかだと思うんですけど、今、JAEAはどちらで考えているんですかね。横で聞いていて、ちょっとよく分からなくなりましたけど。

○日本原子力研究開発機構（里山次長） 原子力機構、里山でございます。

廃棄物埋設施設の保安規定につきましては、このまま審査を進めていただきまして認可をいただきたい。我々につきましても、本日いただいたコメント等を踏まえまして速やかに対応して、補正申請をして認可をいただく方向で作業を進めたいと考えております。

一方、原子炉施設につきましては、先ほど来御説明しましたとおり、一部、機構が考えております組織改正、それに絡む内容がございますので、その点については、どのように進めていくかというところについて御相談させていただきたいというところがございます。

○金城チーム長代理 ということは、じゃあ、今、議論した埋設事業の申請については、分量的にもね、我々からの確認事項もそんなにありませんので、これまでの時間をちゃんと取り戻すようなスピード感でしっかりと対応いただければと思います。よろしいですか。

○日本原子力研究開発機構（里山次長） 原子力機構、里山です。

了解いたしました。速やかに対応させていただきたいと思います。

○田中委員 あと、よろしいですか。

それでは、本件については、今回の審査会合の議論を踏まえ、今後事務局で事実確認を進めてください。また、新たな議論を要する場合には、必要に応じて審査会合を開催したいと思います。

それでは、これで議題の1を終了いたします。

ここで休憩に入りまして一旦中断し、議題の2は5分後から再開いたします。

（休憩）

○田中委員 それでは、議事を再開いたします。

二つ目の議題は、日本原子力研究開発機構大洗研究所の廃棄物管理施設に係る設計及び工事の計画の認可申請についてであります。

それでは、JAEAさんのほうから、まず、資料2-1の説明をお願いいたします。

○日本原子力研究開発機構（庄司課長） 原子力機構、庄司です。

それでは、資料2-1に基づきまして御説明させていただきます。

まず、資料の2-1としまして、令和5年12月1日に行われました第507回の審査会合で出ましたコメント、質問回答ということで、今回資料のほうにまとめてございます。審査会合においては、計20件の御質問をいただいております。今回、そのうちの9件につきまして回答させていただきたいと思います。20件のうち2件については、審査会合において回答済みとしております。残り9件については、次回以降の審査会合で回答する予定ということになってございます。

資料の2ページ以降については、20件についてまとめているものでございます。これらについては、さらに後ろ、6ページ以降に回答のほうを示してございます。詳しくは6ページ以降で、また御説明させていただきます。

資料6ページでございますが、こちらから質問回答No. に対応した回答になってございます。

まず、6ページ、御質問1の審査の進め方に関する御質問に対する回答になります。これについては第八条に関するものの御質問をいただいております、竜巻防護壁以外についても議論が必要なものがあるということで、1回で収まらない可能性があるということで、早めに説明できないかという御質問に対する回答でございますが、これにつきましては、地盤調査については外部に依頼しているということで、時間がかかるということで、第5回の説明を予定しております。

ただ、そのほかの事象については、生物学的事象など運用で対応できるもの、そういうものにつきましては第4回の審査会で説明できるということで、そちらで4回で説明するというにしたいと思っております。

7ページについては、質問No. 2でございます。これは第九条、人の不法な侵入等の防止に関する御質問でございます。これにつきましては、核物質防護規定上の設備があるのかということと、あと検査項目について、扉だけの検査になっておりますので、なぜかという御質問でございます。

これにつきましては、我々の今回の申請については核物質防護規定上、2施設が含まれているということで、廃棄物管理施設の出入り管理に関するものにつきましては廃棄物管理施設の保安規定の下部規定に定めています。一方、核物質防護対象施設の出入り管理、これにつきましては核物質防護規定に定めているということになります。

こちらの考え方でございますが、まず、立入制限区域ということで、周辺については柵、あと出入口の扉で管理しております。さらに、建屋については建屋の壁を設けているということ。建屋については、さらに管理区域を設けていることということから、出入り管理も制限されているということもありまして、建屋の出入口1か所の扉、それを対象にしているということになります。建屋の出入口の鍵については、施錠できることで保安規定において管理をするということが定められているということでございます。

それらをまとめた表が8ページのほうにございます。それぞれ事業所としての区域、あと建屋としての外壁、出入口扉、管理区域としての外壁、あと出入口扉と、それぞれ核物質防護規定並びに廃棄物管理施設の保安規定において管理をしているということでございますので、最終的な建屋の扉を管理するということが適合性が説明できるというふうに考えているものでございます。

9ページでございますが、質問回答3と4、これは十二条、安全機能を有する施設に関する質問がございます。これについては、安全機能に対する確認方法、あと、それを説明した資料を用意しておりますが、それに不整合があるのではないかという質問がございました。

こちらにつきましては、回答を3番、4番ということでもとめてございますが、廃棄物管理施設の設工認対象施設については、その施設が有する安全機能、それごとに機能確認の方法ということで参考資料のほうにまとめてございますが、安全機能を有する設備・機器の機能確認の方法というのをまとめてございまして、それで御説明するというので、これについては次の10ページ、10ページのほうにまとめております。

これは左側に安全機能がございまして、それに対して当然ながら機能、安全機能があると。それを確認するための方法を記載している表でございます。確認するための方法、判定というふうに表のほうは記載してございまして、これが10ページ～17ページにかけて御説明しているものでございます。

さらに、参考資料の2-1に、それぞれ2-1については左側、すみません、ちょっと資料のほうに共有されておられません、資料2-1のほうで左側にそれぞれの管理施設として18施設ございますが、18施設のうちの建屋ごとに割り振った表でございまして、建屋にある設備・機器について、それぞれどういう機能があるかというふうにまとめた表でございます。

こちらの表の中に確認方法が書いてございまして、この確認方法を資料2-1のほうに具体的な内容を記載したものでございます。それぞれ建屋ごとにある設備に対する機器に対する安全機能、どういうふうに確認するかというふうにまとめてございますので、こちらによって漏れなく機能について確認できるというふうに考えているものでございます。

資料2-1に戻りまして、18ページになります。質問5ということで、これは十二条、さらに安全機能を有する施設に関するものでございますが、これについては保守または修理に当たってアクセスできるところが大丈夫かと、セルがありますけれども、セルの中でもアクセス可能なのかという御質問でございます。

廃棄物管理施設については全施設を対象に記載しているということで、特に例外はないと。当然、セルを有しているということになります、セルについては必要な装備を着用し遮蔽扉から入域できるということになりますので、アクセス可能な設計というふうになっております。

続いて、19ページになります。質問回答ということで、これは6、7、8、関連するもの

ということで、第十七条、受入施設又は管理施設に関する御質問でございます。これについては、5年間の発生量等に関する質問でございます。

下の回答のところでございますが、まず、当初、我々としては過去5年間の放射性廃棄物の年間発生本数が今後5年間継続して増加するというような評価を行っていましたが、大洗研究所内の各施設で維持廃棄物等、あと施設の稼働に伴う運転廃棄物等の発生量、これを調査して、廃棄物を区分に処理することによって発生する廃棄体で算出するというところで、調査の結果に基づいた量で評価を見直したということで資料のほうを修正しております。

さらに、当初の説明においては、固体集積保管場のⅠに関しては、保管量について固体集積保管場Ⅳから移動するというところで評価しておりましたが、その量も含まないということもございました。

さらに、「常陽」の新規制基準対応工事で発生する物量については、過去の実績から算出していたということもございます。それについては、実際に工事業者の見積もった量にこれを見直したということで、大分、量については減ったということで、パッケージ、固体集積保管場Ⅳにあるパッケージを固体集積保管場Ⅰに移動しなくても余裕量が確保できるということになりましたので、そちらの記載に修正したということになります。いわゆる移動を前提としない説明に変えていると、変えたということになります。

ここの、すみません、19ページのところについては、回答の欄、最後の2行につきましては記載がダブってしまったので、こちらについては修正させていただきたいと思っております。

そちらの余裕量については、20ページにまとめてございます。左側に管理施設、五つほどございますが、それに対して一番右、保管余裕量ということで、それぞれ余裕量、固体集積保管場Ⅰ、あと固体集積保管場Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、あと α 固体貯蔵施設ということで、それぞれ余裕量が、これだけの余裕量があるという御説明をしているものでございます。

21ページでございますが、質問回答9ということで、これは第十七条、受入れの続き、受入施設又は管理施設の続きでございます。こちらについては、管理する廃棄物の性状を考慮した設計ということで、線量、核種、あと寸法を考慮して容器を選定していることが読み取れないという御質問でございましたので、これについては廃棄物の区分、いわゆる線量とか濃度とかに分けた上で性状によって容器を選定しているという御説明ということで、新たにフローをつけております。

こちらについては、22ページに、まず線量、濃度等の固体についての記載でございます

が、線量によって区分されるということの説明。

あと、23ページについては、その流れに関してフローを記載しているものでございます。こちらは上から下に流れているものでございますが、廃棄物が発生して、それぞれ性状によって分かれ、線量、濃度によってさらに分かれて、あとは性状によって、また粘性等によって分かれ、それぞれ専用の処理装置によって処理され、最終的に決められた容器、ドラム缶、あと角型鋼製容器、ブロック形のコンクリート容器、あと保管体、それぞれに収納されるということで、それぞれ分けて管理を行っているということになります。

24ページにつきましては、質問12以降、20番までの記載をしておりますが、こちらにつきましては火災等による損傷の防止に関する質問ということになります。これにつきましては、冒頭で申し上げましたが、第4回以降の審査会合で御説明するということとなりますので、今回の回答では資料については記載してございません。今後4回以降の審査会合について、回答したいと思っております。

資料2-1についての説明は以上になります。

○田中委員 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、規制庁のほうから質問、確認等、お願いいたします。いかがでしょうか。

○伊藤チーム員 規制庁の伊藤でございます。

資料2-1の12ページをお願いいたします。安全設備の適合ということで、特に、このページでは火災等による損傷の防止の機能について、こういった機能に対して、こういった確認をすることで維持できていることを担保するのかという説明をしていただいておりますけれども、火災等による損傷の防止の機能を確認するための方法の二つ目の項目ですね。これは影響軽減の観点から不燃材、難燃材について確認をするということだと思っておりますが、確認の方法の二つ目で電気確認というのが入っていますが、これは、なぜ電気確認を必要とするのかを教えてくださいませんか。

○日本原子力研究開発機構（庄司課長） 原子力機構、庄司です。

電気確認については、いわゆる施設で火災が発生したときに検知するための感知器で表示する火災受信機を対象にしておりまして、受信機が持っているいわゆる非常用電源、バッテリーを確認することで、火災等、影響について早期に発見して影響を少なくするという意味で記載しているものでございます。

○伊藤チーム員 規制庁、伊藤でございます。

今の回答ですと、感知・消火の感知の部分の観点から必要な確認であるということだと思ひまして、そうすると、この表の中では一つ上の消火設備の設置機能、警報設備の設置、作動に関連するものだというふうに理解をいたしました。

前回同様の指摘になるというふうに思ひますが、こうした全体像をまとめて整理いただいた表の中で考え方がしっかり整理いただけていないと、個々の設備の安全機能に対して機能を確保する方針が妥当かどうかという議論に入れたいというふうに考えています。ですので、しっかり機構の中で齟齬がないものを整理いただいて、確認し切ったものを御提示いただけますでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（庄司課長） 原子力機構、庄司です。

機能を確保するための方法については、再度中身を整理させていただいて、改めてまた御説明させていただきます。

○荒川チーム員 規制庁の荒川です。

今、JAEAのほうから、ここについてはしっかりと確認をしてと言っていますけれども、我々、そういうことを言っているわけじゃなくて、全体の資料、しっかりとJAEAとしてレビューをしていただいて提出していただきたいということでもありますので、そこは認識を違わないようにしていただければと思います。

○日本原子力研究開発機構（庄司課長） 原子力機構、庄司です。

その辺は、ここだけ、もう当然、ここもそうですけれども、全体として確認した上の資料で御説明するようにいたします。

○伊藤チーム員 規制庁の伊藤でございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。廃棄体の発生量と保管余裕量について説明いただいていますますが、例えば、一番下の α 固体貯蔵施設に注目して見た場合に、実際に保管をしている廃棄物の保管量と。これを単純に運転年数で割ると、恐らく1年当たり約2立米になるのかなと思ひていまして、それを今後の5年間の発生量と比較すると発生量のほうが大分小さくなっていると。こうした少ない印象を受けるんですけども、なぜ今後の5年間においては発生量が少なくなっているのかというのを説明ください。

○日本原子力研究開発機構（庄司課長） 原子力機構、庄司です。

こちら、 α 固体貯蔵施設に限らず、先ほど御説明しましたが、いわゆる各施設、発生施設に年間の発生量の推定を出してもらっています。その調査結果に基づきまして算出している数字でございますので、毎年コンスタントに出るかということ、そうではなくて、各施

設ごとに運転状況、更新とか、そういうものが関わってきますので。発生量については以降10年間の計画も出しているから、それに基づいた数値ということになりますので、毎月平均して出ているかということ、そうではなくて、ある程度増減を見込んで、それは計画に基づいたものとなりますので、その結果に基づいて推定して、その結果がこの余裕量になったということになります。

○伊藤チーム員 規制庁の伊藤でございます。

調査をした上でこの見積りをつくられているということは以前からの説明で承知はしているんですけども、今後の見通しとして、なぜ、こうした発生量が大きく変わっているのかというのは、見積りの妥当性というか、その辺りを確認する上でもやはり背景を承知しておきたいと思っておりますので。α固体貯蔵施設だけではないんですけども、過去の発生量に対して大きく発生量が少なくなっている、あるいは大きくなるような場合には、その背景をもう少し説明を充実していただきたいと思っております。

○金城チーム長代理 規制庁の金城ですけど、今の質問、ちょっと補足しますと、我々、やっぱり保管量とかを見るときに、保管の余裕量が少ないものところをしっかりと見なきゃいけないなと思っております。そういった中で、ほかの固体集積場と比べてもαのところの余裕量が少なくて、これまでの使用実績からしても、一応、この中では代表的に聞いておきたいなと思っております。

ですから、これまで、どういう発生、α固体に対して使ってきて、今は、この5年間は抑えられるかもしれないんですけど、今後の見通しとしても、そんなに大きなα固体なんかは出てこないというような、何か、そういう、もうちょっと巨視的なマクロなしっかりとした説明が欲しいんですけど。プロセスの説明じゃなくて。調査した結果ですとか、そういうプロセスの説明じゃなくて全体的な説明が欲しいんですけど、それはいかがでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（庄司課長） 原子力機構、庄司です。

御質問に対して了解いたしました。過去の実績と今回評価した5年間、さらには、それ以降の発生量について、当然、施設ごとに計画等ございますので、それも含めて、それについては改めて御説明いたします。

○田中委員 いいですか。

聞いていて分からなかったんですけど、これはあれですか、余裕が少ないから今後発生するものも少なくしようということなのか。ちょっとよく分からなかったんですけど。

○日本原子力研究開発機構（庄司課長） 原子力機構、庄司です。

特に、そこは制限するということではございませんので、それについては、当然、施設によつての計画、それに基づいた発生量に対して算出しているものでございますので、決して制限、少なくしているというものではございません。

○田中委員 あと、ありますか。

どうぞ。

○中澤チーム員 規制庁の中澤です。

資料でいうと21ページ目以降になるんですけども、ここで放射性廃棄物ごとの廃棄物の容器、どういうのを選ぶという考え方を示していただいておりますけれども、先ほど口頭で若干説明はありましたけれども、資料だけ見ると現状こうなっているという説明に見えてしましまして、どのように容器、ドラム缶、ブロック体、保管体を、線量や大きさなどですかね、を考慮して決めているかというのを資料上では明確にさせていただきたいと思っています。

ほかにも、21ページ目のところで液体廃棄物はドラム缶を標準としていることとありますけれども、これも、なぜドラム缶でいいのかというのも気になりますので、その点も資料においてちゃんと説明していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（庄司課長） 原子力機構、庄司です。

そういう意味では、各容器、廃棄物を収納する容器についての説明が不足している、妥当性についての説明が不足しているということで、それについては補足を入れた上で説明できるように資料のほうを見直したいと思います。

○中澤チーム員 よろしく申し上げます。

加えて、ちょっと確認なんですけれども、廃棄物管理施設で受け入れる廃棄物については、酸などの腐食性のあるものや発火源になるようなものというようなものは、そもそも受け入れないということによろしいですか。

○日本原子力研究開発機構（庄司課長） 原子力機構、庄司です。

それらの廃棄物については、保安規定に基づく下部規定ということでいわゆる受入基準というのを設けてございますので、その中で強酸性とか危険物については制限をしているということになりますので、それに基づき、廃棄物管理施設ではそういうものについては受け入れないということで定められているものでございます。

○中澤チーム員 ありがとうございます。ということでしたら、設工認申請書上でもその

旨を明確にさせていただいたほうがいいと思いますので、御検討よろしくお願ひいたします。

○日本原子力研究開発機構（庄司課長） 原子力機構、庄司です。

了解いたしました。

○田中委員 あと、ありますか。いいですか。

ありがとうございました。

それでは、次に、資料の2-2でしょうか、引き続き説明をお願いいたします。

○日本原子力研究開発機構（庄司課長） 原子力機構、庄司です。

それでは、第3回審査会合資料ということで、資料2-2について御説明いたします。

第3回審査会合ということで、今回、廃棄物管理施設において説明する条文については、資料の3ページを見ていただきたいと思いますと思いますが、これが全体の説明する内容ということで、今回は第3回ということになります。対象が第十条、閉じ込めの機能、第十五条、計測制御系統施設、十八条、処理施設及び廃棄施設ということで、今回は三つの条項について御説明するというようにしております。それについての資料が2-2ということになります。

4ページでございますが、こちらの各条文の申請対象設備、あと申請内容についてまとめたものでございます。それぞれ資料については章に分かれておりまして、第2章については使用の停止ということに記載していることで、十条、十五条、十八条に対するもの、あと第3章、これは閉じ込め機能、第4章で計測制御系統施設、第5章で処理施設及び廃棄施設ということでまとめているものでございます。

第2章、使用の停止に関わるものについては、十八条の処理施設及び廃棄施設、これについては新規基準の追加要求事項になっているものでございます。そのほかについては要求事項はございませんが、今回の使用停止に伴って適合性を説明する必要があるということで新規対象施設を上げているものでございます。内容については、これ以降で御説明いたします。

第3章、十条、閉じ込めの機能に関しましては、新規要求事項で追加はございませんが、こちらについても使用停止に伴うもの、計測制御系統施設につきましても同様です。十八条については、第2項が新規追加要求事項になってございますので、これについては保管廃棄設備のほうを追加するというようになってございます。

さらに、まとめたものが5ページになります。それぞれ建屋、18施設ございますが、それぞれどこに該当するかということでまとめた表になってございます。それぞれ条文ごと

に十条、十五条、十八条と、それに対して、各建屋に対してどういうものが該当するかということをつけてございます。丸については新規追加要求事項がある条文に該当するもの、あとは、また設計変更がある設備ということで丸印。三角については、従来から変更がないというものになります。さらに、丸印の※がついてございますが、これについては新規申請設備があるということで明記している資料でございます。

さらに、これを細かくしたということで参考資料のほうで2-2の参考資料がございますが、こちらについてはそれぞれ三つに分かれてございます。

まず、参考資料2-2-1でございますが、左側に技術基準を記載しておりまして、そこにそれぞれ項、号が書いてございます。あとは新規制基準追加要求事項かどうかということで、要求事項があるものについては黒丸を記載しているものでございます。それに対して、先ほども表に示しましたが、使用の停止、いわゆる新規申請設備で使用の停止に関わるもの、あとは既設か新設かということで、それがどの項目に対応しているかというものを表にまとめたものでございます。

さらに、資料2-2-2でございますが、こちらについては新規申請設備の該当条項をまとめたものでございまして、具体的にどういうものが新規申請設備として申請されるかというので説明を記載したものでございます。さらに、この中で水色の字がございますが、こちらについては使用の停止に伴い設置する、関連して申請するものということで分けているものでございます。

さらに、資料の2-2-3でございますが、これは技術基準規則への適合性ということで、それぞれ申請設備について、各条項でどういうものが該当しているかということで表にまとめたものでございまして、これについては1ページから99ページまでにまとめたものでございます。今回は、この対象設備について御説明するということになります。

資料2-2に戻りまして、6ページになります。使用の停止に関する適合説明ということで、まず、2章ですね、使用の停止に関するものの説明ということで、8ページになりますが系統図がございます。今回、使用の停止ということで該当しているものが赤枠でくくっているところがございます。化学処理装置、あとセメント固化装置、こちらについては一部使用停止になります。

さらに、左側に行くと有機廃液一時格納庫というものがございます。これについては、有機廃液一時格納庫については使用を停止しますが、新たに有機溶媒貯槽ということ、こちらに変更するというので、系統の中でどういうところにあるかということで説明して

いる資料でございます。

さらに、それを具体化したのが9ページ以降になります。9ページについては液体関係の処理の流れを示しているものでございますが、液体廃棄物が濃度によってA、Bというふうに分かれますが、今回対象については化学処理装置が使用停止になりますので、そちらのほうはなくなり、スラッジを固化するセメント固化装置がございまして、スラッジ系のほうはなくなります。セメント固化装置の一部というのは、濃縮液のほうはまだ機能としてはありますので、そちらのほうは維持した状態でスラッジのみの処理を停止するというような流れになってございます。

さらに、それを具体化しているのが10ページ以降になります。これが設備のフロー図ということで、これについては使用を停止するために系統を切り離すということで、閉じ込めに関する記載ということで黒三角がございまして、ここで切り離すということで、いわゆる、この図でいいますと左上、廃液貯槽Ⅰというところから化学処理するために化学処理装置のほうに送る系統がございまして、そこを切り離すということになります。なので、そこに三角、閉じ込めの境界ということで記載しているもの。

あとは、排気系が下のほうにございまして、それぞれ排気を行っているところについても切り離すということで、化学処理装置については、そこで単独、スタンドアロンのもの、装置のみの状態になるということになります。

11ページに行きますと、こちらについては、廃液貯留施設Ⅰから廃液処理棟に送るラインについては、ラインがあるんですけども、化学処理装置の一部配管、これは残るということで、全体、化学処理装置側に送る配管は切り離されますが、それ以外のところで残るものがあるということで、それについては位置づけを変更するということになりますので、それを示したものであるということになります。

使用停止に関して、どういうプロセスがあるかというのは、12ページのほうで説明しているものでございます。いわゆる化学処理装置が有する安全機能、閉じ込め関係、あとは計測制御設備等ありますが、どういう流れで停止に持っていくかということを示しております。まず給液停止とか、さらには換気系の除染、中の除染とかをします。閉止措置が完了して最終的には電源を停止するというので、計測制御系統施設、いわゆる処理能力、それらが機能を停止するという流れを説明したものでございます。

それぞれ安全機能に対して、どういう作業があるかということは13ページにまとめております。該当する安全機能ということで、閉じ込め機能に対しては閉止を行うとか除染を

するとかということ、具体的なものが記載されているものでございます。あとは地震による損傷の防止と、あとは津波による損傷の防止。これについては考慮すべき事項はございませんが、あとは処理機能、計測制御機能ということで、こちらについては離線して遮断することによって機能を停止するということになります。

14ページについては、有機溶媒貯槽関係の停止に関する説明ということになります。系統としては格納庫で一時保管して処理施設に送るということになりますが、実際どういうものかというのが15ページにございます。

有機溶媒については保管容器の中に保管されるということになりますので、こちらの系統、それぞれ①番、これが容器になりますが、そちらの切離し等を行うと。あとは中の除染を行うということになりますので、これが概要図になっております。

先ほどと同じように、16ページに流れが書いてございます。こちらについても、閉じ込め機能、あと放射線管理機能等、あとは火災等による損傷の防止ということで、それぞれ機能がございまして、それぞれ機能ごとにどういう措置を行うかというのを記載しているものでございます。

同じように17ページ、先ほどと同じように安全機能の整理ということで、閉じ込め機能、火災等による損傷の防止、あと、地震による損傷の防止等、それぞれどういう対応をするか。閉じ込めについては施設内を除染するとか、そういうもので、最終的には外部からの衝撃による損傷ということで、閉じ込め機能がないということになりますので、あとは外観点検の維持を行うような形に持っていくという流れになっております。

さらに、次のページも継続して不法な侵入の防止、放射線管理、あとは電源機能とか通信連絡機能とかがございまして、そちらについては一般施設同様の管理を行っていくという流れになります。

有機廃液一時格納庫の使用停止に伴って、新たに有機溶媒貯槽というところを新たに登録するというので、その説明が19ページになります。変更前、変更後と書いてございまして、現状、有機廃液一時格納庫で受け入れて処理装置のほうに移送して処理するという流れになってございます。それを有機廃液一時格納庫の使用を停止して直接、処理装置側のところにあります有機溶媒貯槽というところに受け入れるということで、処理については同じでございまして、そこの直接受け入れるということで効率化を図るということになります。ということで、有機溶媒貯槽を新たに受入施設として新規登録するものでございます。

有機溶媒貯槽というのがどういうものかというのが20ページに書いてございます。容量が0.096m³のものでございまして、この技術基準については六条、十条、八条、十二条というのが該当しますが、今回は十条についての説明ということになります。そのほかについては、以降の審査会合で御説明することになります。

使用の停止に係る適合説明ということで、化学処理装置、あとセメント固化装置の一部等について、適合条文に関するものについてまとめた表が21ページになってございます。左側に技術基準、あと右側に新規申請設備として使用の停止のところが書いてございます。化学処理装置、セメント固化装置の一部、あとは使用の停止に伴う設置設備、有機廃液一時格納庫、それに対する適合条文が適合するもの、使用停止後は機能維持をされない技術基準ということで表にまとめたものでございます。

22ページになりますが、それに対して細かい各説明になりますが、第十条、閉じ込めのところに関しては十条の一号が該当します。これについては、閉止フランジを設けるということで閉じ込め機能を担保するというように説明をしております。

系統については23ページ、これが全体の系統図になりますが、そこに対して閉止フランジの取付け位置ということで示しております。一番供給側が、そこで言う、その下、Aというところになります。ここが一番供給側になりますので、ここを閉止すると。あとは排气系のところについて閉止するというように、既存のものと化学処理装置を切り離すと。その場所を示した系統図でございまして。

それらを閉止するためのフランジ、今回、閉止するというようにフランジを使いますが、フランジの使用について示したものが24ページの表になります。これを用いて閉止するということになります。

使用停止に関するものについて、さらに十五条について、25ページ以降、説明をしております。十五条、計測制御設備については、液位に関する計測制御というのがございます。今回、新たに有機溶媒貯槽には計測設備ということで漏えい検知を設置しますが、そちらにつけて警報を発する設計とするということにしております。

さらに、設計の変更ということで、化学処理装置、セメント固化装置の一部変更については、スラッジ系統の液位計と漏えい検知の使用を停止するということになります。これについては26ページにございます。現状、廃棄処理棟に設置してございますセメント固化装置については二つの計測設備を設けておりまして、そのうちのスラッジ系統のみの使用停止ということになりますので、そちらのほうに該当しているということで記載している

ものがございます。

それらを示した系統図が27ページになってございます。こちらについては、セメント固化装置についてはスラッジ系と濃縮液系がございまして、スラッジ系については、色がついているところについては使用停止になるということで、系統図として示しているものがございます。計測制御設備の切離しについては、離線によって行うということになります。

あと、使用停止に関する十八条になりますが、これは処理機能ということで記載をしております。空気の流量を閉止できるダンパで使用停止中の空気の逆流を防止する設計というふうになります。化学処理装置の使用停止に伴いまして、閉止フランジ、排気系について設けますが、これについては α 固体処理棟の管理区域系の排気設備のダクトにフランジを取り付けて、そこで切り離すというような形になります。切離しに関して、 α 固体処理棟側の管理区域系の排気系統及び排気浄化装置、こちらの設計を変更するものではないということになりますので、そこで切離しを行うということになります。

そちらの α 固体処理棟の気体廃棄設備の仕様については、29ページに記載をしております。ただ、これについても設計を変更するものではございませんので、既設のものに変わりはないということになります。

それらを閉止するためのフランジというのが、先ほどと同じような表を30ページにつけてございます。こちらについては換気系のものでございまして、黒の枠で示しているところになります。

こちらが使用停止に関わるものの条文の説明ということになります。

31ページからについては第3章ということで、十条の閉じ込めの適合説明ということになります。

対象になるのが33ページになりますがフードの風速の維持ということで、それに関する設計方針を記載してございます。対象については廃液処理棟と管理機械棟のフードになりますが、フードについては化学処理装置の設備としていたものを使用停止に伴って蒸発装置Ⅰの設備という管理上の位置づけを変更するものでございます。設置場所とか機能に変更はないということでございますので、基準適合に変わるものではございません。

具体的なものが34ページに記載してございます。こういうフードになります。さらに、フードの開口部については風速で管理しているということで、0.5m/s以上に維持するというように記載をしております。

続いて、36ページにございますが、閉じ込め機能の四号口ですが、液体状の放射性廃棄

物が施設外へ漏えいすることを防止するという事で、堰、ピットを設ける設計になっております。

方針としては37ページに書いてございますが、周辺に堰やピットを設けるということで施設外への漏えいを防止すると。

もし廃液が漏えいして警報が発報した場合には、施設管理者が施設担当に指示を行うということで対応する、移送等の操作を行うことで対応して施設外への漏えいを防止することになります。さらに、夜間・休日等に発生した場合については、警報が北門警備所に出るということで、施設管理者、あとは施設担当者を招集して、保安活動を実施する者が移送等の操作を行うということになります。これらの対応につきましては、廃棄物管理施設の保安規定に基づく下部規定に定めるということになります。

さらに、有機廃液一時格納庫、こちらを使用停止にするということで、新たに有機溶媒貯槽を受入施設として申請いたしますが、こちらの有機溶媒貯槽につきましても液体状の放射性物質が施設外へ漏えいすることを防止するため堰を設ける設計ということになります。堰については、タンク内の液を堰によって閉じ込められる設計ということ、さらには漏えい検知器を設置するという事で考えているものでございます。

40ページ以降が、それらを確認するための使用前事業者検査の項目を記載しているものでございます。1号検査、2号検査ということで記載をしてございます。

あと、44ページ以降については許可書との整合性ということで、今回の使用停止に関わる部分について許可書との整合を記載しているものでございます。

こちらが第3章ということで十条の閉じ込めで、51ページ以降からは第4章ということで第十五条に関するものでございます。

十五条、計測制御系統施設につきましては、具体的には54ページになりますが、有機溶媒貯槽に関するものでございます。有機溶媒貯槽には計測設備を設け、液位が異常に上昇した場合、漏えいを検知した場合は警報を発報するという設計となっております。こちらについてはβ・γ固体処理棟Ⅲという建屋に設置されておりますが、そちらの有機溶媒貯槽に計測制御系統施設として漏えい検知器を設ける設計というふうになります。

こちらの漏えい検知器については、警報発報箇所ということで、当然、該当する設置してある建屋並びに監視している建屋、管理機械棟ということになります。あと、北門警備所ということで、3か所、発報するという事になります。

そちらの仕様が55ページに書いてございまして、具体的に漏えい検知器の設置というこ

とで右下のほうですね、図が。赤いものが漏えい検知器ということで、先端部分、下の先端部分が床から大体2cmぐらいという位置に設けるということで考えているものでございます。

56ページ以降については、それらの確認をするということで、使用前事業者検査の項目及び方法を記載しているものでございます。

さらには、59ページから許可との整合性を示している資料でございます。

第5章、十八条ということで、処理施設及び廃棄施設ということで、こちらの適合性説明になります。

64ページになりますが、まず、こちらについては設計方針ということで、発生する気体廃棄物については、設計方針、 $50\mu\text{Sv/年}$ 以下で達成できるように放出する設計となっております。こちらについては、許可書記載のフィルタ捕集効率との整合に伴う系統の捕集効率の管理値の明確化ということで基本方針を書いているところでございます。管理施設の気体廃棄物の廃棄施設については、粗塵フィルタ、高性能フィルタ、こちらを組み合わせる排気浄化装置を設ける設計としております。管理区域系の排気設備については捕集効率99%以上、セル系の排気設備については捕集効率99.9%以上の設計というふうになってございます。

こちらの捕集効率の管理値の明確化ということで、セル系廃棄設備については許可との整合の観点から自主的に系統ごとに99.9%以上から99.99%以上で管理するというので、こちらを保安規定に基づく下部規定に定めて運用するというふうにしております。

さらに、65ページについては、これは化学処理装置の使用停止に伴って α 固体処理棟の管理区域系の排気系のところの変更ということになりますが、これも先ほど御説明しましたが、化学処理装置のほうについては切り離して閉止しますが、それに伴って α 固体処理棟の管理区域系の排気設備については設計の変更を伴うものではないということを説明しているものでございます。

さらに、66ページですね。こちらについては、 α 固体処理棟の排気設備については既設のとおり、逆流防止ダンパ、閉止弁または閉止フランジを設けて逆流を防止するという設計には変わりはないということでございます。

さらに、十八条については、68ページにあります。これは新規対象条文になります。年間に廃棄物管理施設から発生する液体廃棄物の総量を処理できる設計としということで、必要な能力を有する設計としております。

これについては、年間に事業所から発生する液体の総量を処理できる設計ということで、必要な能力を有する設計ということで、これを表にまとめているのが70ページになります。左側に施設を書いてございまして、あと設備ということで、それぞれ処理対象物、最大受入量、最大処理量、処理能力ですね、あと最大受入量を考慮した稼働日数、年間稼働日数を記載しているものでございます。それぞれ、各施設の年間受入量を最大処理能力で割ったものについてが最大受入量を考慮した稼働日数になります。それが年間受入量より下回っているということで、処理の能力を有しているというものでございます。

そのうち、71ページ、廃液処理棟にありますセメント固化装置については、濃縮液と、あとスラッジを処理するというので冒頭申し上げておりましたが、そちらの濃縮液のほうについては使用を継続するという、あとスラッジ槽については今回で使用を停止するということになります。

そちらの図が72ページになっておりまして、今後、廃液蒸発装置Ⅰ、Ⅱによる液体廃棄物の処理になりますので、こういうフローに処理が変わることになります。蒸発装置Ⅰについては既設のものでございまして、引き続き使用を継続するものということになります。

さらに、十八条については、73ページになりますが、これは新規申請設備になりますが、固体廃棄物の廃棄施設ということで、廃棄物を一時的に保管する保管廃棄設備についてですが、これは保管するために必要な容量を有する設計ということになります。これに基づいて、固体廃棄物の廃棄施設の保管廃棄設備については、処理中の固体廃棄物を一時保管するために必要な容量を有する設計のものだということになります。

実際、どういうものを置くかというのが74ページの表にまとめているものでございます。それぞれの施設ごとに、設備ということで保管廃棄設備があります。あと仕様、あと一時的に保管するものは何かということで書いております。あと、その容量。あとは発生量ということで、月の発生量が書いてございます。

具体的に何を入れるのかというのが75ページに書いてございます。基本的には、廃棄物管理施設で受け入れる廃棄物については、図の上の段の横、左から右に流れていきますが、受入施設、処理施設を経て管理施設へ送られています。それぞれ受入作業、処理作業、保守作業という、施設ごとに当然維持しなきゃいけないということで処理も行い、保守、管理、維持も行いますので、それらに伴って廃棄物が発生します。これらの廃棄物については、当然、ほかの施設から発生する廃棄物と同じような手続を取りますが、手続を取るま

での間、一時的に置くということで、今回の保管廃棄設備を設けているということになります。

なので、そこに受け入れたものについては、ほかの施設から発生する廃棄物と同様に廃棄物管理施設の受入施設に払い出すということになりますので、それまでの間、保管しているものということになりますので、そちらの保管廃棄設備で保管する廃棄物については、廃棄物管理施設保安規定に基づく下部規定で定めて管理をするということになります。

どういうものを入れるかというのを、さらに行きますと76ページに書いてございまして、一時的に保管する廃棄物ということで中身が、右側に写真が載っていますが、紙バケツ等、あとはペール缶。紙バケツについては、これは可燃物になります。ペール缶等については不燃物、あと、そのほかフィルタ関係のものになりますが、それぞれ発生したものについては燃性別、あとは材質別等に分けて指定の容器に封入しています。その封入したものを保管設備に入れるということになります。これが、いわゆる保管する廃棄物になるということになります。

あとは、77ページ以降は使用前事業者検査の項目と方法、さらには許可との整合性ということで83ページ以降に記載をしているものでございます。

最後に、資料として、参考資料として95ページ以降に廃棄物管理施設の概要資料ということで説明資料を載せております。これは全体的な概要、我々の管理施設の概要を載せておりますので、こちらを御覧になっていただきたいというふうに考えております。

資料2-2の説明については以上です。

○田中委員 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しまして、規制庁のほうから質問、確認等、お願いいたします。

どうぞ。

○伊藤チーム員 規制庁の伊藤でございます。

資料の13ページをお願いいたします。使用停止に関わる説明の中で、使用停止に関わる安全機能の整理について御説明いただいておりますが、今回使用停止としている施設については、例えば、地震による損傷の防止のところについては自主保安として外観点検等の維持管理を行うとして、設備はそのまま残置するような説明に見えるんですけども、地震によって倒壊をしたりであるとかすると、ほかの引き続き継続使用する設備はいろいろあると思いますので、ほかの施設に影響を与えるということも考えられると思いますし、も

う一方で、違う観点としては、潜在的な廃棄物の仮置場になってしまうのではないかと
いうことも懸念をしております。

そういった意味では、許可に立ち返ると、許可申請書でそのまま置いてよいというところ
まで許可をしているわけではないというふうに思っていますので、こうした停止する設
備の撤去に向けた今後の対応について説明いただけますでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（今井室長） 原子力機構、今井です。

今、御説明しました資料におきましては、御指摘のとおり安全機能を停止して設備の仕
様を停止するというところで、その後の自主保安というところを御説明させていただきました。
今、御指摘がありましたように、その後の撤去につきましては、考え方、進め方につ
いて整理しまして、改めて説明させていただきたいと考えております。

○伊藤チーム員 規制庁、伊藤です。

そうですね。JAEAでも、ほかに実績はあると思いますので、よく確認いただいて、また
御説明いただきたいと思いますと思っております。

続きまして、20ページについてお願いいたします。有機溶媒貯槽については、液体廃棄
物を受け入れて一時保管をする設備というふうに説明があったと思います。別の今回の申
請内容として、今回新規申請としている固体廃棄物の廃棄施設、こちらのほうでは例えば
第十八条の第2項で適合性を説明するというふうにしていまして、有機溶媒貯槽の容量に
ついては一体どの条文で適合性を説明するのかというところを確認させてください。

○日本原子力研究開発機構（庄司課長） 原子力機構、庄司です。

有機溶媒貯槽については受入施設ということになりますので、技術基準の十七条、受入
施設または管理施設の条文、この条文によって説明するということになります。

○伊藤チーム員 規制庁、伊藤でございます。

そうしましたら、どういう考え方で適合性を説明するのかというのは、また資料に整理
いただいて御説明いただければと思っております。その際には、容量を超過する前に適切
に処理するということが併せて説明が必要だと思っておりますので、申請書上、どのよう
に担保するのかというのは、整理して御説明いただければと思っております。

○日本原子力研究開発機構（庄司課長） 原子力機構、庄司です。

了解いたしました。

○伊藤チーム員 続きまして、22ページをお願いいたします。継続使用する配管の閉じ込
め機能をどう担保するのかということをお説明いただいているんだと思っております。今

回、閉止フランジを入れることによって閉じ込めを確保するという御説明だったんですけども、第十条の一号の要求事項との関係でいいますと、ちゃんと適合性を説明できているのかというところに疑問を持っておりまして。

十条の第一号では、放射性廃棄物を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の放射性廃棄物が逆流するおそれがない構造であることとということを言っています。23ページを見ていただきますと、現在の設備、系統の中で、どの部分を廃止して、どの部分を継続使用するという説明になっているんですけども、では、今回の継続使用する系統というのは、流体を導く管を接続する場合、放射性廃棄物を含まない流体を導く管を接続する場合に当たるのかとか、どのラインが放射性廃棄物を含むのか、あるいは含まないのか。

22ページで言っているような逆止弁や逆流防止ダンパ、閉止弁、閉止フランジというのは、それぞれどこにあるのか。フランジは説明いただいていますし、弁はあると思うんですけども、じゃあ、全部が該当するのか、あるいはしないのかとか。今回の工事の対象、継続使用する部分との関係で、どう設計が妥当なのかというところを整理して説明いただきたいと思っております。

○日本原子力研究開発機構（庄司課長） 原子力機構、庄司です。

そういう意味では、23ページについては現状の系統図を示していて、使用を停止する系統は記載しているところがございますので、今後使用する系統については、先ほどの十条の第一号についてに該当するのか、しないのかとか、該当する場合、どこにあるのかというのは整理して、改めて説明できる資料に修正したいと思います。

○伊藤チーム員 規制庁、伊藤でございます。

整理いただくように、よろしく願いいたします。その際には、継続使用する系統、閉止フランジを設ける場所以外の部分について、変更が生じるのかどうか、生じないのであれば、その旨も併せて説明いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○日本原子力研究開発機構（庄司課長） 原子力機構、庄司です。

了解いたしました。

○田中委員 あと。

○中澤チーム員 規制庁、中澤です。

それでは、資料の25ページをお願いします。ここで液位に関する計測設備の基本方針として有機溶媒貯槽に計測設備を設ける目的が述べられておりますが、ここで液体廃棄物の貯蔵量の超過によりというふうに理由を限定しておりますけれども、貯槽からの漏えいの

要因はこの一つに限らず、有機溶媒貯槽が損傷してしまっていて漏えいするというものも考えられるのではないかと考えているんですけども、いかがでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（庄司課長） 原子力機構、庄司です。

そうですね。超過以外にも当然、考えられる要因はございますので、そちらが説明できるような記載に修正いたします。

○中澤チーム員 よろしくお願ひいたします。

続いてですけれども、有機溶媒貯槽の中の廃液を β ・ γ 焼却装置に移送して焼却処理するという流れになっているかと思っておりますけれども、貯槽から焼却装置に移送する配管からの漏えいを防止する方針や漏えいを検知する設計はどうなっているのか、教えていただけますか。

○日本原子力研究開発機構（庄司課長） 原子力機構、庄司です。

有機溶媒貯槽から焼却する β ・ γ 焼却装置まで移送する手段としては、配管によって行っているということになります。配管についての漏えい検知ということについては、ほかの仕様と同じよう基本的には目視外観というところがあるとは思いますが、そこは整理させていただいて説明する形で資料のほうに読めるような形で見直しいたします。

○中澤チーム員 よろしくお願ひいたします。

続いて、資料の26ページをお願いします。ここで、上のほうの説明の文章でセメント固化装置、計測制御設備のうちのスラッジシステムを停止する、セメント固化装置、計測設備には引き続き使用する濃縮液システムと使用を停止するスラッジシステムがあって、システムは分離されているという御説明ですけれども、これはもう完全に分かれている、接続している部分はないという理解でよろしいでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（庄司課長） 原子力機構、庄司です。

そのセメント固化装置の計測設備については、27ページに記載してございます系統図がございまして、そちらで①というところを書いてございます。紫の部分と黒地のところということで記載がございまして、これらについては完全に切り離されているということで、別系統ということで、停止に伴って残るものに影響があるかということ、そこは影響がないというふうに考えています。

○中澤チーム員 完全に切り離されていて、影響はないということで承知いたしました。

続いて、資料の38ページをお願いします。ここで有機溶媒貯槽の堰の具体的な設計が示されておりましてけれども、こちらの資料の右上を見ると添付書類、申請書の添付書類に記

載するという整理に今しておられると思います。有機溶媒貯槽から中に入っている廃棄の全量が漏えいしても、堰の外への流出を防止するという設計に関する事項になりますので、ここに示されていることは設計条件として申請書の本文に記載するべきではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（庄司課長） 原子力機構、庄司です。

おっしゃられるとおり、堰の中で全量をためられるということになりますので、そこについては設計条件のほうに記載いたします。

あわせて、後ろにあります許可との整合性についても、そちらについても記載のほうを見直させていただきます。

○中澤チーム員 承知いたしました。

また、ちょっと追加ですけれども、記載に当たっては、設備名や堰の容量、有機溶媒貯槽の中の廃棄が全量漏れても堰で受け止められるということをちゃんと記載していただければと思います。

また、本申請書において、ほかにも同様の要求事項を満たす上での詳細設計に当たる内容、例えばですけれども、竜巻防護壁の詳細設計などを添付書類に整理しようとしているものがあれば、併せて位置づけを検討の上、説明いただければと思います。

○日本原子力研究開発機構（庄司課長） 原子力機構、庄司です。

了解いたしました。今後説明する資料について、当然、設計条件に関わるものについては本文に記載するというので、この辺については今後、資料を作成するに当たっては十分確認して作成したいというふうに考えます。

○中澤チーム員 よろしく申し上げます。

続けて、同じページですけれども、有機溶媒貯槽の閉じ込めとして、表の一番右のところですけれども、廃油タンク内の液を、廃油タンク内の有機溶媒の全量が漏えいしても堰外への流出を防止するというふうにしていまして、前のページで堰及びピットの表面は合成樹脂塗料で仕上げるという形で基本方針は示されていますけれども、各設備の設計として有機溶媒貯槽のところでも合成樹脂塗料が吹きつけられているという説明が必要になるかと思いますが、いかがでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（庄司課長） 原子力機構、庄司です。

有機溶媒貯槽に設置する堰についても、当然、合成樹脂塗装ということで行っておりますので、そこについては記載のほうは追加ということで、それについても説明するという

ことに資料のほうは見直したいと思います。

○中澤チーム員 よろしくお願ひします。

続いて、資料の41ページをお願いします。ここで有機溶媒貯槽についての使用前事業者検査の項目と方法が示されておりますけれども、ここに先ほども申し上げた堰の容量を確認するために堰の寸法検査が必要ではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（庄司課長） 原子力機構、庄司です。

そういう意味では、堰のほうについてもタンクの容量が収まるということで堰の寸法が必要かというふうに考えますので、それについての検査方法については本文のところ、どうするかについては検討させていただきたいと思いますが、検査としては確認するという方向で記載をいたします。

○中澤チーム員 では、検討の上、御説明をよろしくお願ひします。

また、そのほかの検査項目についても全て網羅されているか、再度確認の上、教えていただければと思います。

○日本原子力研究開発機構（庄司課長） 原子力機構、庄司です。

了解いたしました。

○伊藤チーム員 規制庁、伊藤でございます。

資料の64ページ、お願ひいたします。フィルタの捕集効率について、申請書上、明確にするという御説明でした。系統の捕集効率の管理値の明確化ということでもありますけれども、許可の段階では、設工認の技術基準は濃度のことを言っていますけれども、許可の段階では周辺公衆の被ばく線量が一定値以下であることということについて説明をされていると思いますので、まず、許可整合の観点から、公衆被ばくの線量評価と捕集効率の関係というのを説明させていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（庄司課長） 原子力機構、庄司です。

それについては、説明するというので資料のほうに記載したいと思います。

○伊藤チーム員 規制庁、伊藤でございます。

よろしくお願ひいたします。

この項目との関係だけではないんですけれども、今回、記載の適正化というか、許可を受けてこれを追加するというふうにありますして、ほかに全体的に見たときに適正化として追加すべき項目というのがないのかというのは、改めて確認していただいて御説明いただければと思っております。

○日本原子力研究開発機構（庄司課長） 原子力機構、庄司です。

そういう意味では、現状、フードに関する位置づけの変更、あと捕集効率についてだというふうに考えてはいますが、今後、その辺については確認して、もし、ある場合には、そこは説明するという事で検討します。

○伊藤チーム員 規制庁の伊藤でございます。

第1回目の会合の中でも、申請漏れがないのかということとはしっかり確認いただいて、整理いただいて結果を示していただくということで、これも宿題になっているかと思っておりますので、その中でしっかり回答いただけるというふうに承知しておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、70ページをお願いいたします。今回、基準が明確、明確というか変わったということで、第十八条の第2項については新しい要求というふうになっていて、各施設の処理能力について妥当性を今回説明いただいているというふうに承知をしています。70ページの説明の中で2段落目ですかね、所内規定に基づく作業部会において調整をするということで受入量の妥当性の説明というふうにされているんですけども、これでは炉規法上、行為を制限しているということにはなっていないのではないかなと思っています。ですので、保安規定で何を定めていて、何を下部規定に定めようとしているのかということをご説明いただきたいと思っております。

○日本原子力研究開発機構（庄司課長） 原子力機構、庄司です。

これについては、まず、作業部会ということで記載をしてございますが、これについては、今、位置づけが所の規定に基づくものということでございますので、その位置づけを明確にするということで保安規定のほうに取り込むということをご検討しております。

そこで、保安規定において何を制限するかということになりますが、ここについては、まず最大処理能力とか、そういうものについては保安規定のほうで規定するという事で、その辺について、処理能力だけではないんですが、それに関連するものについての管理について、保安規定のほうに明確にしていくということになります。

○伊藤チーム員 規制庁の伊藤でございます。

今回の第十八条2項の適合性の説明の考え方としては、ある意味、運用をしっかり約束することによってハードの設計として上限をしっかり定め、妥当性があるという説明をされているんだと思いますので、どう書くのかというのは改めて説明いただきたいと思いますが、ちゃんと受入量を超えないような管理がなされるという約束の仕方になってい

るのかというのは、しっかり確認いただいた上で御説明いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○日本原子力研究開発機構（庄司課長） 原子力機構、庄司です。

了解いたしました。

○伊藤チーム員 規制庁、伊藤でございます。

続いて、73ページをお願いいたします。固体廃棄物の廃棄施設を新規設工認登録されるということの御説明ですけれども、まず、基本的なところとして固体廃棄物の廃棄設備の施設区分なんです、これは処理施設に当たるんでしょうか、あるいは廃棄施設に当たるんでしょうか、どちらなのか説明ください。

○日本原子力研究開発機構（庄司課長） 原子力機構、庄司です。

区分としては保管設備については廃棄施設という位置づけになりますが、その条文としましては該当するものが、そこでは説明できないということで、現状の位置づけとしては処理設備のほうで、そこで説明を行っているということになります。

○伊藤チーム員 規制庁、伊藤でございます。

施設区分としては廃棄施設であると。条文適合は十八条2項の中で御説明をしているということですね。

90ページ、許可整合の関係で確認をしておきたいんですけれども、90ページの許可整合の説明をお願いいたします。この中では、まず、許可のほうでは、固体廃棄物の廃棄施設の設計方針として、固体廃棄物が漏えいし難い設計であるとか、実用上可能な限り不燃性及び難燃性材料を使用する設計であるということを述べていますけれども、許可整合の観点から今回の設計においてどのように満足をしようとしているのか、説明をお願いいたします。

○日本原子力研究開発機構（庄司課長） 原子力機構、庄司です。

ここの設計方針に伴って、まず、一つ目、廃棄物が漏えいしにくい設計ということでございますが、こちらについてはいわゆる廃棄物自体で担保しているということになりますので、こちらについては廃棄物が密閉状態のものを対象としているということと、あと、不燃性または難燃性材料を使用する設計ということについては、いわゆる保管設備については、ほぼ金属製のものを使用しているということと、火災評価のところでも火災源ということで評価を行っているものでございます。

○伊藤チーム員 規制庁、伊藤でございます。

2点、御説明いただいたうち、まず、1点目については、そもそも閉じ込めの観点から何か約束をする必要があるのかどうかというところは、よく整理いただいて、また御説明いただきたいと思っております。

2点目については、火災の要求との関係で何を約束するのかということだと思しますので、これは前回の会合の中で火災に対しては宿題として残っていると思しますので、その一環として整理した結果を説明いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○日本原子力研究開発機構（庄司課長） 原子力機構、庄司です。

了解いたしました。

○荒川チーム員 規制庁の荒川です。

同じところで一つ確認、説明をいただきたいなと思っているんですけど、まず74ページ、御覧いただければと思います。74ページは、今回、処理の過程で出てくる一時的な保管廃棄設備を設置する施設が並んでいるというふうに考えています。

これをよく見ておいていただいて、次は86ページを見ていただければと思うんですけども、これは許可整合を語っているところなんですけれども、左側の許可の本文では、固体廃棄の廃棄施設としては、下のほうにありますけど、1) 廃液処理棟のことしか書いていなくて、74ページでは様々な施設で一時的な保管廃棄設備を置くというふうになっているのに、許可整合の説明として一つの施設しか出てこない。これは説明として足りていないと考えているんですが、これはいかがでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（庄司課長） 原子力機構、庄司です。

今の御質問に関しては、確かに、表上、74ページについては、それぞれ施設ごとでございます。86ページ、許可との整合については、そういう意味では、ここに「抜粋」と書いてございますが、代表の施設の記載にとどめているということになっております。そういう意味では、記載については全部の施設は載せていないということになりますので、これについては全部の施設を記載するという方向で見直したいと思えます。

○荒川チーム員 規制庁、荒川です。

しっかりと、そういうふうにしてください。一番気にしているのは、許可では、ここしか固体の廃棄物の保管場所というのは設置しませんと約束しているのに、設工認でいろんなところに置くというのは、これは許可と整合が取れなくて許可違反になってきますので、そこが一番心配だったんですね。そういうことはないというふうに今の御説明で理解しま

したけれども、資料のほうはしっかりと書き込んでください。お願いします。

○日本原子力研究開発機構（庄司課長） 原子力機構、庄司です。

了解いたしました。

○中澤チーム員 続いて、同じく資料の74ページでお伺いしたいと思います。ここで保管廃棄設備の容量と毎月の廃棄物の発生量を示した上で十分な容量があるということを示していただいておりますけれども、廃棄物発生量が表の右下に令和2年度の月平均と書いてありますけれども、これは容量の比較対象として適切かどうか、ちょっと疑問に感じております。

令和2年度というと、ほとんどほかの炉施設も動いていないような時期だと思いますので、今後のことを考えると炉施設の運転再開に合わせて廃棄物の発生量も増加すると思いますので、廃棄物処理の際に発生するウエスなど、保管廃棄設備に入れる廃棄物の発生量も増えていくのではないかとということを気にしております。まず、令和2年度の月平均を用いている理由を教えてください。

○日本原子力研究開発機構（庄司課長） 原子力機構、庄司です。

74ページ、令和2年度の月平均というふうに記載してございますが、令和2年度については、我々の施設としての最大、最も出たものということで、今回この数値を使ったということになります。ただ、今後、新基準に対する適合に関する工事とか、そのほか保守についても行われるわけですが、それらを考慮した形で改めてその辺については検討させていただいて、資料のほうに反映したいというふうに考えます。

○中澤チーム員 よろしく願いいたします。

加えてですけれども、資料でいうと75、同じページですね、失礼しました、74ページですけれども、先ほどの受入量と同じお話になってしまうかと思いますが、こちらの保管廃棄設備でも保管廃棄設備の容量を超えないような管理の仕方を保安規定上、示していただく必要があると思っております。下部規定だけではなくて保安規定のほうで示していただく必要があると思っておりますので、先ほどと同様に御検討をお願いできればと思います。

○日本原子力研究開発機構（庄司課長） 原子力機構、庄司です。

その件については、検討させていただきたいと思います。

○田中委員 あと、ありますか。

○金城チーム長代理 規制庁の金城ですけど、今、最後のほう、こちらのほうからも一時保管の廃棄物の点がいろいろと確認が行きましたけど、一時保管、一時的にといったとこ

ろもしっかり説明いただきたいなと思っていました。

例えば、74ページのそれぞれの廃棄設備の仕様といった中で、説明の2行目のところ、一時保管する廃棄物は定期的に払い出すといったことが明記されているんですね。ここで言っている「定期的」というのは、具体的にどれぐらいの時間間隔、何月なのか、何年という場合はないと思いますけど、そういったものを今度、資料を準備する際に併せて準備いただけないかなと思います。

論点としてあるのが、以前、そちらの施設でも不適切ないろいろな核燃料物質等の保管といったようなこともあったと思いますので、やはり年単位の保管とかということになると、しっかりと我々も確認しなくてはいけないなと思いますので、そのところはよろしくをお願いします。いかがでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（庄司課長） 原子力機構、庄司です。

その点は、当然、年単位になるとは考えておりませんが、我々としては、その74ページの上に書いてございますが、定期的にということで、いわゆる現状考えているのは、在庫管理を行ってタイムリーに出すというふうなことで我々としては考えておりますので、その辺が分かるような形で記載のほうは見直させていただきたいというふうに考えています。我々としては、そういうふうな考えでおります。

○金城チーム長代理 その考えは、しっかりと御説明いただければと思います。よろしくをお願いします。

○田中委員 あと、ございますか。よろしいですか。

私も1個だけ質問があるんですけども、全般的なことだと思っておりますけれども、前回の会合資料で今後の審査会合資料の提出予定時期が示されておりました。次回の第4回の資料は3月中旬に提出予定となっておりますが、予定どおり、これが提出できるのか、教えてください。

○日本原子力研究開発機構（今井室長） 原子力機構、今井です。

今、第4回審査会合に向けての資料につきまして整えているところでございます。期中にお約束したとおり御説明、御提出できるよう進めていく予定でございます。また、これについては別途、御担当者様と調整させていただきたいと考えております。

○田中委員 しっかりとお願いします。

あと、今日の審査会合での感想的なことでもありますが、基本的な事項の指摘がほとんどであったかと思っております。ということは、説明の準備が不十分ではないでしょう

かと感じました。次回会合では技術的な議論ができるように、しっかりと準備を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○日本原子力研究開発機構（今井室長） 原子力機構、今井です。

承知しました。

○田中委員 あと、事務局から何かございます。いいですか。

それでは、JAEAは本日の審査チームの指摘事項に対する回答資料を整えてください。準備が整い次第、審査会合で審議したいと思います。

それでは、以上をもちまして第516回審査会合を終了いたします。ありがとうございました。